

東広島市学校給食費徴収規則の一部改正について

1 概要

近年の物価上昇に合わせて、学校給食費の額を改定するとともに、徴収事務の負担軽減及び効率化の観点から、納期限を変更する。

また、国の「学校給食費の抜本的な負担軽減」の実施に伴い、令和8年度における小学校の学校給食費の保護者負担を0円とし、中学校についても、給食食材物価高騰に対する保護者の負担軽減を目的とし、これまでと同様に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当し、保護者負担額を据え置くものとする。

2 改正内容について

(1) 学校給食費の額

		小学校	中学校
1食当たりの額	【改正前】	245 円	280 円
	令和8年度	330 円	380 円
各納期(第1～9期)の納付額	【改正前】	4,500 円	5,500 円
	令和8年度	6,500 円	7,500 円

※ 東広島市学校給食費徴収規則第5条に定める学校給食費の額を改正するもの。

(2) 保護者負担額（教職員等を除く）

		小学校	中学校
1食当たりの額	【改正前】	245 円	280 円
	令和8年度	0 円	280 円
各納期(第1～9期)の納付額	【改正前】	4,500 円	5,500 円
	令和8年度	0 円	5,500 円

※ 東広島市学校給食費徴収規則における附則第3号及び第4号において、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における学校給食費の特例を定めるもの。

(3) 学校給食費の納期限

	第1期	第2期	第3期	第4期～第10期
【改正前】	5月31日	6月30日	7月31日	9月以降の月末 (※)
令和8年度	6月30日	7月31日	8月31日	同上

※ 第7期のみ、月末ではなく12月25日とする。

3 施行日

令和8年4月1日